

告 発 状

2016年（平成28年）5月9日

神戸地方検察庁 御中

告発人 住所 兵庫県西宮市甲陽園目神山町16-10

氏名 森池 豊武  
昭和22年 1月10日生  
職業 大学講師

告発人 住所 兵庫県西宮市上ヶ原7番町1-6-107

氏名 折口 晴夫  
昭和25年12月24日生  
職業 無職

告発人 住所 兵庫県西宮市郷免町3-22

氏名 四津谷 薫  
昭和30年12月30日生  
職業 市議会議員

被告発人 住所 兵庫県西宮市産所町4-8  
村井ビル206号  
衆議院議員 やまだ賢司 西宮事務所

氏名 山田 賢司

職業 衆議院議員

## 第1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、政治資金規正法違反（収支報告書の虚偽記載：政治資金規正法12条1項、25条1項3号、同法25条2項、公職選挙法違反（公職選挙法189条：選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）、私文書偽造罪（刑法159条1項）及び同行使罪（刑法161条1項）に該当するものと思料されるので、被告発人を厳重に処罰されたく告発する。

## 第2 告発の事実

### (1) 当事者

平成28年2月11日に死亡した野田哲範は、平成25年4月から平成26年9月までの間、被告発人の元公設第一秘書であった。

被告発人は、平成24年に第46回衆議院議員選挙に「やまだ賢司」として出馬して初当選し、平成26年に第47回衆議院議員選挙で2回目の当選をし、現在は衆議院議員、自由民主党兵庫県第七選挙区支部支部長である。

### (2) 事実経過

#### ア 平成26年度収支報告書

被告発人が代表者となっている政治団体は「自由民主党兵庫県第七選挙区支部」「やまだ賢司後援会」「賢政会」の三団体であり、平成27年2月から平成27年4月にかけて、平成26年度の収支報告書を兵庫県選挙管理委員会に提出し、同年5月末までに総務大臣に届出を行っている。その事実経過は以下の通りである。

① 平成27年2月6日に、兵庫県選挙管理委員会に提出された政治団体「賢政会」の政治資金規正法に係る平成26年度収支報告書において会計責任者の氏名として野田哲範の名前が記載されている。

また、添付されている宣誓書には「この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年2月4日

政治団体の名称 賢政会

会計責任者の氏名 野田 哲範

印」

と、野田哲範の名前が届出され、野田の印鑑が押されている。

② 平成27年4月23日に、兵庫県選挙管理委員会に提出された政治団体「自由民主党兵庫県第七選挙区支部」の政治資金規正法に係る平成26年度収支報告書において会計責任者の氏名として野田哲範の名前が記載されている。

また、添付されている宣誓書には「この報告書は、政治資金規正法に

従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年4月21日

政治団体の名称 自由民主党兵庫県第七選挙区支部

会計責任者の氏名 野田 哲範 印」

と、野田哲範の名前が届出され、野田の印鑑が押されている。

- ③ 平成27年4月23日に、兵庫県選挙管理委員会に提出された政治団体「やまだ賢司後援会」の政治資金規正法に係る平成26年度収支報告書において会計責任者の氏名として野田哲範の名前が記載されている。

また、添付されている宣誓書には「この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年4月21日

政治団体の名称 やまだ賢司後援会

会計責任者の氏名 野田 哲範 印」

と、野田哲範の名前が届出され、野田の印鑑が押されている。

- ④ しかし、野田哲範は平成26年9月末日をもって、被告発人山田賢司の公設第一秘書を辞任しており、上記①②③の収支報告書で会計責任者として野田哲範の名前が使用され、収支報告書が作成、提出、訂正が行われ野田名の印鑑が押印されていることについて、野田哲範自身が承諾した事実は存在しない。

2016年（平成28年）2月7日付けの野田哲範のブログには以下の記述が残されている。

「私はやまだ賢司衆議院議員の公設秘書をしておりました。収支報告書の会計責任者でもありました。収支報告書は1月1日から12月31日までの収支を選挙管理委員会へ届け出るのでありますが私は9月末日をもってその国会議員の秘書を辞めました。当然ながら会計責任者の変更をお願いしていたのですが、会計責任者の変更もされず、私の名前で収支報告書を提出されて、選挙管理委員会から間違いを指摘された部分については訂正をして、私の印鑑で訂正印を押印しています。

訂正文字からして間違いなく現公設第一秘書の佐々木氏の文字です。

これは立派な公文書偽造及び同行使だと思えますが。

一度たりとも私の名前で提出してもいいなんて行った（ママ）こともありませんし、私が退職してからのお金のやりとりなんてわかるはずもないじゃないですかね。」さらに、そのブログには、平成26年度「自由民主党兵庫県第七選挙区支部」の収支報告書の表紙部分と、訂正箇所のコピーが添付されている。

また、同様の内容が週刊文春の記事で報道されている。

⑤ 政治資金規正法は第一条（目的）において「この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規制その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。」と規定している。

i 上記目的を達成するため、収支報告書の作成、報告において会計責任者の果たす役割は極めて重要であることから、同法6条1項（政治団体の届出等）において、「政治団体はその組織の日から七日以内に、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う地域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行なうべき者それぞれ一名の氏名、住所、生年月日及び専任年月日・・・を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。」と定めている。

ii また同法第7条では「政治団体は、第六条第一項の規定により届け出た事項に異動があった時は、その異動があった時から七日以内に届け出なければならない。」と定めている。

iii 同法第25条1項3号では「報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者は、五年以下の禁錮または百万円以下の罰金に処する」ことが定められ、同法第25条2項では「前項の場合において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、五十万円以下の罰金に処する」ことが定められている。

⑥ 被告発人は、被告発人の公設第一秘書であり、会計責任者としての責務を担っている野田哲範がその職を辞した平成26年9月末から、七日以内に新たな会計責任者を選任し、届け出る責務があったが、野田哲範の会計責任者の変更願いを聞き入れず、適法な対応を行なわなかったことは明らかに、同法第6条1項及び第7条に反する行為である。

また、会計責任者ではない野田哲範を会計責任者として記載し続け、会計責任者の変更を行なわない行為は、同法第25条1項3号に該当し、代表者として会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠った場合（同法25条2項）に該当することは明らかである。

⑦ 平成26年9月末以後、会計責任者ではなくなった野田哲範を会計責任者であるとする虚偽の届け出を行ない、平成26年度の被告発人に係る三

団体の収支報告書を作成、提出、訂正等を野田哲範の許可が一切ないままに行ない、同人の印鑑（平成25年度の収支報告書の印鑑と平成26年度の印鑑は異なっている）を無断で押印して提出した行為は、収支報告書という私文書偽造罪及び同行使罪に該当するものである。また、被告発人は会計責任者ではない者に収支報告書を作成させ、会計責任者が野田哲範であるとする収支報告書を提出させたことに係る私文書偽造罪及び同行使罪については収支報告書作成者との共同正犯と言わざるを得ない。

#### イ 平成26年度選挙運動収支報告書

- ① 被告発人は、平成27年4月23日に兵庫県選挙管理委員会に提出した「自由民主党兵庫県第七選挙区支部」に係る平成26年度収支報告書の寄付金支出の項目で平成26年11月26日に山田 賢司（兵庫県西宮市雲井町8-69）に対し、10,000,000円の支出があることが記載されている。
- ② しかし、被告発人が兵庫県選挙管理委員会に平成26年12月14日に提出した平成26年度選挙運動費用収支報告書（平成26年11月18日から12月26日まで（第1回分）の収入の部の内訳（寄付）では、  
平成26年11月18日 2,500,000円（寄付）寄付をした者（住所：兵庫県西宮市産所町4-8村井ビル205、団体名：自由民主党兵庫県第七選挙区支部）  
平成26年11月26日 6,000,000円（寄付）寄付をした者（住所：兵庫県西宮市産所町4-8村井ビル205、団体名：自由民主党兵庫県第七選挙区支部）  
合計 8,500,000円  
との記載はあるが、平成26年11月26日に政務活動収支報告書で山田賢司に支出した10,000,000円（逆にいえば、自由民主党兵庫県第七選挙区支部から山田賢司に対する寄付金10,000,000円）は記載されていない。
- ③ また、被告発人が兵庫県選挙管理委員会に平成27年2月16日に提出した平成26年度選挙運動費用収支報告書（平成27年2月10日から2月13日まで（第2回分）の収入の部の内訳（寄付）では、  
平成27年2月10日 550,000円（寄付）寄付をした者（住所：兵庫県西宮市産所町4-8村井ビル205、団体名：自由民主党兵庫県第七選挙区支部）との記載はあるが、平成26年11月26日に政務活動収支報告書で山田 賢司に支出した10,000,000円（逆にいえば、自由民主党兵庫県第七選挙区支部から山田賢司に対する寄付金10,000,000円）は記載されていない。  
②と③の合計金額9,050,000円が第2回分の収入総計として記載されている。

④ 政治資金規正法の収支報告書に記載されている自由民主党兵庫県第七選挙区支部から山田 賢司へ寄付として支出されている 10,000,000 円と選挙運動収支報告書(第 2 回目)に記載されている 9,050,000 円の間には 950,000 円の差額があり、選挙運動収支報告書は公職選挙法の虚偽記載にあたる。なお、支出総額は 9,048,746 円であり収支はほぼ均衡している報告書となっていた。

⑤ 野田哲範の死から 1 週間後の平成 28 年 2 月 18 日に、被告発人は選挙運動収支報告書(第 1 回分)(第 2 回分)の収入が 10,000,000 円であったとの訂正を選挙管理委員会に届出ている。

平成 26 年 11 月 18 日付けの 2,500,000 円の寄付

平成 26 年 11 月 26 日付けの 6,000,000 円の寄附

平成 27 年 2 月 10 日付けの 550,000 円の寄附

の三件の寄附が削除され

平成 26 年 11 月 26 日付けの 10,000,000 円の寄付に訂正されているが、その詳細は不明である。

また、週刊誌が被告発人への取材を開始した直後に、選挙運動収支報告書を訂正しているが、公職選挙法の虚偽記載の違法行為の事実は治癒されない。

被告発人の上記所為は、極めて悪質であり、政治資金規正法違反(収支報告書の虚偽記載：政治資金規正法 25 条 1 項 3 号、同法 25 条 2 項、公職選挙法違反(公職選挙法 189 条：選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)、私文書偽造罪(刑法 159 条 1 項)及び同行使罪(刑法 161 条 1 項)に該当するものと思料されるので、被告発人を厳重に処罰されたく告発する。

捜査機関におかれては、速やかに事実関係を捜査されたい。

### 第3 疎明資料

1. 「やまだ賢司後援会」平成25年度収支報告書
2. 「賢政会」平成25年度収支報告書
3. 「自由民主党兵庫県第七選挙区支部」平成25年度収支報告書
4. 「やまだ賢司後援会」平成26年度収支報告書
5. 「賢政会」平成26年度収支報告書
6. 「自由民主党兵庫県第七選挙区支部」平成26年度収支報告書
7. 平成26年12月14日執行衆議院議員小選挙区選出議員選挙  
(兵庫県第7区) 選挙運動費用収支報告書 (第1回分)
8. 平成26年12月14日執行衆議院議員小選挙区選出議員選挙  
(兵庫県第7区) 選挙運動費用収支報告書 (第2回分)
9. 週刊文春「安倍チルドレン議員元秘書が本誌に「告発メール」直後に怪死」と題する記事
10. 野田哲範作成の告発文書
11. 野田哲範のブログ記事
12. 国会議員関係政治団体の収支報告書の手引き (平成27年12月改訂  
総務省自治行政局選挙部政治資金課)